

令和3年6月16日

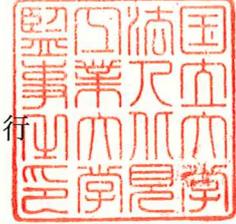
国立大学法人北見工業大学

学 長 鈴木 聡一郎 殿

国立大学法人北見工業大学

監 事

佐 藤 正 行



監 事

谷 口 雅 子



令和2年度監事監査結果報告書の提出について

標記のことについて、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の令和2年度における業務及び会計を監査し、国立大学法人北見工業大学監事監査規程第8条第1項に従い、「令和2年度監事監査結果報告書」を作成しましたので、ここに提出します。

令和2年度監事監査結果報告書

監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2事業年度における国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「本学監事監査規程（平成16年北工大達第131号・平成27年改正）」及び「本学監事監査実施要項（平成16年北工大達第132号）」に準拠し、「令和2年度監事監査計画書」に従い、本学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、当初予定していた実地監査の実施に際し、各部門等から提出された関係資料等に基づき書面監査を実施しました。また、令和3年6月10日に予定されていた、法人の長である学長、理事、副学長、各課の長等を一堂に会した「令和2事業年度実施事業等に係る監事定期監査」及び「四者協議会」において提出される監事監査関係資料等に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき書面監査を実施しました。
- (3) 監査の重点事項としては、国立大学法人である本学にとって令和3年度は、第3期中期目標・中期計画の最終事業年度にあたり、その前年度である令和2年度での実施事業等が、目標達成に向けて、その取り組み状況がどのようであったのか、就中、コロナ禍においてこれまで実施した対応と今後想定されるリスクへの備えについても留意し監査を実施しました。
また、令和2年3月に文部科学省・内閣府・国立大学協会の三者が合意の上策定された、国立大学法人ガバナンス・コードに係る本学での適合状況について、改めて確認を行いました。
- (4) 業務監査については、月次及び必要に際し実施する実地監査及び書面監査のほか、学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会など、本学の管理運営に係る重要な会議などに対面及びリモートで陪席し、必要に応じ意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、本学の最終確認者として、閲覧を行いました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「同注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、本学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を担保しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について詳細な報告及び説明を受けることとし、その監

査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることにしました。

- (6) 法人の長である学長及び理事からその職務の執行状況を聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

2. 監査意見

監事は、国立大学法人北見工業大学にとって、第3期中期目標・中期計画期間（平成28～令和3年度）の5年目に当る令和2年度に、本学の全ての役職員が、様々な教育、研究、社会・地域貢献活動等の充実に向けて不断の努力を傾注したことを認めるものであります。一方、国立大学法人の在り方が、社会の厳しい耳目を集めている今日、第3期中期目標・中期計画期間での国立大学法人を取り巻く四囲の環境変化を踏まえつつ、監事監査を通して本学が当該年度に鋭意対応された取り組み等に鑑みて若干の監査意見を記します。

国立大学法人北見工業大学は、昭和35年4月に北見工業短期大学として開学し、4年制大学への移行、大学院の設置等を経て令和2年に創立60周年を迎えることとなった。この機にあたり、本学の前身である北見工業短期大学の設立に寄与された東急グループ創業者である五島慶太氏への感謝の想いと、本学の更なる発展を期し、氏の胸像の移設を行ったことが確認される。

本学は、今日、全国47都道府県からの4,000名を超える在学生と、北見・オホーツク地域のみならず全国で活躍している17,000余名の同窓生を擁す工科系単科大学として発展したことが認められる。高度経済成長期から今日に至るまで、本学が、高度な専門能力を持った技術者を養成すべく、これまで長きに亘り営々と尽力された全ての関係者の皆様に心から敬意を表したい。

心ならずもコロナ禍において、予定されていた創立60周年記念事業のうち、様々な記念行事等の見合せを余儀なくされたが、一方で、創立60周年記念事業として実施されている、経済的理由により修学が困難な学生に対し支援を行うことを目的とした「修学支援基金」への募金活動においては、個人・団体等の篤志家から多くのご芳志を賜り、これを原資とした新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生への経済的支援として、「学生生活支援金」を令和2年度は248名の学生へ、支給総額14,020,000円を給付したことが認められる。自らの責任ではなく、社会の劇的な環境変化において修学困難な状況となった学生へ、修学支援金という形で給付のできる本制度は、特筆すべき有意なものとしてこれを高く評価したい。

本学は、多面的・複合的な能力を有し、地域社会、国際社会で活躍する高度専門技術者を養成するため、大学院工学研究科博士前期課程（修士課程）を令和3年4月に1専攻4専修プログラムに改組し新たなスタートを切ることになる。

令和2年4月に文部科学省へ大学院工学研究科博士前期課程改組に係る「事前伺い」を提出後、大学設置・学校法人審議会の審議等を経て、8月に文部科学省より「設置報告書提出により設置可能である」旨通知を受け、本学による設置報告書を提出の上、令和3年度における大学院工学研究科博士前期課程工学専攻の設置が可能となったことが確認される。

新課程では「幅広い視野と柔軟な思考力」を習得した人材育成が可能となり、分野横断的な指導体制を活かした「実践的な課題解決型の研究」を展開でき、これからの時代、どの専門分野においても共通して必要となる「数理・データサイエンス・マネジメント教育」等を柔軟かつ迅速に導入し、主専攻領域、分野横断的専攻領域から「異分野融合的な研究テーマ」を遂行することが可能となる。これらは本学が従前から機能強化を図ってきた様々な「研究推進センター」と連携を密にし、その研究成果を地域に還元することが出来ることも認められる。また、令和4年度に経営統合予定の小樽商科大学、帯広畜産大学との連携をも深め、これら大学の強みを活かした新しいテーマ発掘にも大いに期待致したい。

令和2年10月31日、通年型のカーリングホールとして「アルゴグラフィックス北見カーリングホール」のオープンしたことが確認される。当施設には、本学の冬季スポーツ科学研究成果による競技力向上支援システムが導入されており、カーリングに係る学術研究の益々の推進が期待されている。このオープンに合わせ、同年10月24日に本学・北見市・北海道新聞北見支社の主催で「アルゴグラフィックス北見カーリングホールオープン記念フォーラム」を開催、更に11月1日に本学の冬季スポーツ科学研究推進センターが「冬季スポーツ科学シンポジウム2020」を開催し、いずれも盛況理であったことが確認される。

また、冬季スポーツ科学研究推進センターは、北見市冬季スポーツ科学コンソーシアム構想の実現に向け、若松市民スキー場を利活用し、アルペンスキー選手の競技力向上や生涯スポーツの発展・定着、地域社会の活性化などを目指し鋭意研究に取り組んでいることが認められる。

連日の先を見通せぬ新型コロナウイルス感染症の拡大は、今日に至っても大学等高等教育機関にとって、リスクを未然に防止し、そのリスクを最小化するための事業継続（BCP）の観点からも、看過できない緊要な課題となっていることが確認される。

本学は昨年度「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置し、当面の本学の主催する学会、会議、催し等の中止・延期を決定し、急遽、昨年度末までに予定されていた学位記授与式を始めとする式典等の中止、及び経営協議会を始めとする主要な会議の書面

審議等への変更等を行ったことが確認される。日本におけるこの時点での同感染症クラスター発生等を充分勘案し、学生を始めとする本学のステークホルダーへの同感染症拡大防止策を危機管理上の観点から徹底するため、適時、適切な対応の図られたことが認められる。

本学は、これら昨年度の経緯を踏まえ、令和2年度に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北見工業大学の行動指針（BCP）」を制定し、制限レベルに応じた「教員等研究スタッフ」「授業（講義・演習・実習）」「学生」「学生の課外活動」「技術部・事務局職員」の取るべき行動指針を定め、感染者発生時の対応については「北見工業大学 新型コロナウイルス感染者発生時の対処要綱」を制定し、想定される様々なパターンに応じた肌理細やかな対応を定めていることが認められる。さらに、本学ホームページにおいて「新型コロナウイルス感染症関連のおしらせ」を公開し、随時、学生を始めとする本学のステークホルダーへ適切な情報発信のなされていることが確認される。

平成30年5月に北見工業大学、小樽商科大学及び帯広畜産大学で合意された、所謂「三大学経営統合」については、度重なる経営改革推進会議等を経て、令和2年3月に「三大学経営統合に係る検討の中間まとめ」が公表されたことが認められる。

令和2年7月には、三大学で「新法人設置準備事務局」を立ち上げ、「北海道内国立大学法人の経営改革の推進に関する合意書」を踏まえ、令和4年4月の経営統合に向けて迅速・積極的かつ効率的な検討を実施するとともに、経営統合後の「北海道国立大学機構」における経営体制及び業務内容を可能な限り早期に確定することを目的とし、主要業務の方針立案等を行ったことが確認される。

新たな年度には、「改正国立大学法人法」が国会で審議され、これに基づきその骨格をより具体化していく作業が佳境を迎えると仄聞される。国立大学法人改革の一つのモデルとして、地域を始め各方面からの期待も頗る大きい。引き続き本学が次章に向けて十全の備えを怠ることなく、鈴木学長のリーダーシップの下、全ての役職員の皆様が渾然一体となって、様々な取り組みに不断の努力を傾注されることを期待して止まない。

3. 監査の結果

- (1) 令和2事業年度における本学の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営されているものと認められます。
- (2) 第3期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、令和2事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。
- (3) 内部統制システムの体制整備及び運用状況等については、令和2年3月に文部科学省・内閣府・国立大学協会の三者が合意の上策定された、国立大学法人ガバナンス・コードにも適合し、適切に運営の図られているものと認められます。

- (4) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。
- ②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、本学の令和3年3月31日現在の財務状態並びに令和2事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。
- ③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- ④事業報告書は、本学の令和2事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。
- ⑤決算報告書は、本学の予算区分に従って令和2事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。令和2事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に鋭意努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (6) 給与水準に関しては、令和2事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。
- (7) 法人の長である学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

令和3年6月16日

国立大学法人北見工業大学

監事 佐藤正行 

監事 谷口雅子 